

京都市告示第356号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年9月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
大森経46号線	北区大森稲荷72番地の1地先から 同町71番地の1地先まで	旧	メートル 56.40	メートル 5.65 ~ 7.17
		新	56.40	8.10 ~ 12.20
大森緯53号線	北区大森中山48番地の1地先内	旧	27.00	0.90
		新	27.00	3.40 ~ 8.60
小野郷1号線	北区大森稲荷71番地の1地先から 同町72番地の1地先まで	旧	56.40	5.65 ~ 7.17
		新	56.40	8.10 ~ 12.20
小野郷3号線	北区大森中山48番地の1地先内	旧	27.00	0.90
		新	27.00	3.40 ~ 8.60

(建設局土木管理部道路明示課)